

国税・地方税共通

Q12-1 観光地域の税制はどのようなものですか？



A 観光地域は投資税額控除が受けられます。特定民間観光関連施設の要件をよく確認しましょう。

| 税制の種類 | 税制の内容 |
|----------------------------|---|
| 国税 投資税額控除 Q16 | 特定民間観光関連施設の設置又は運営に関する事業の用に供する次の規模の資産を 新・増設 した青色申告法人 ○一の設備のうち一定の対象施設の取得価額の合計が1,000万円超 ○投資税額控除の一の生産等設備取得価額の合計額は20億円を限度 対象地域…沖縄県内全域 ▶【税額控除額】機械・装置の取得価額×15%、建物・建物附属設備、構築物の取得価額×8% ※税額控除は法人税額の20%を限度とする ※繰越税額控除4年間 |
| 地方税 事業所税 (那覇市のみ) | 那覇市において特定民間観光関連施設の取得価額の合計額が 1億円超の家屋・構築物を新設 した個人事業者及び法人 ▶資産割について、その課税標準の対象床面積の1/2を5年間控除 |
| 事業税 Q22 (※2) | 特定民間観光関連施設の 新・増設 に係る設備の取得価額の合計額が 1,000万円超 の個人事業者及び法人 新・増設から5か年間、新・増設に係る事業税の課税免除 |
| 不動産取得税 Q22 (※2) | 特定民間観光関連施設家屋及びその敷地に係る不動産取得税の課税免除 |
| 固定資産税 Q22 (※2) | 観光地域内において、事業の用に供する対象施設を 新・増設 した個人事業者及び法人 ○家屋又は構築物を構成する減価償却資産(※1)の取得価額の合計額が1,000万円超の設備 ▶家屋・構築物及びその敷地、償却資産に課する固定資産税の5年間課税免除 |

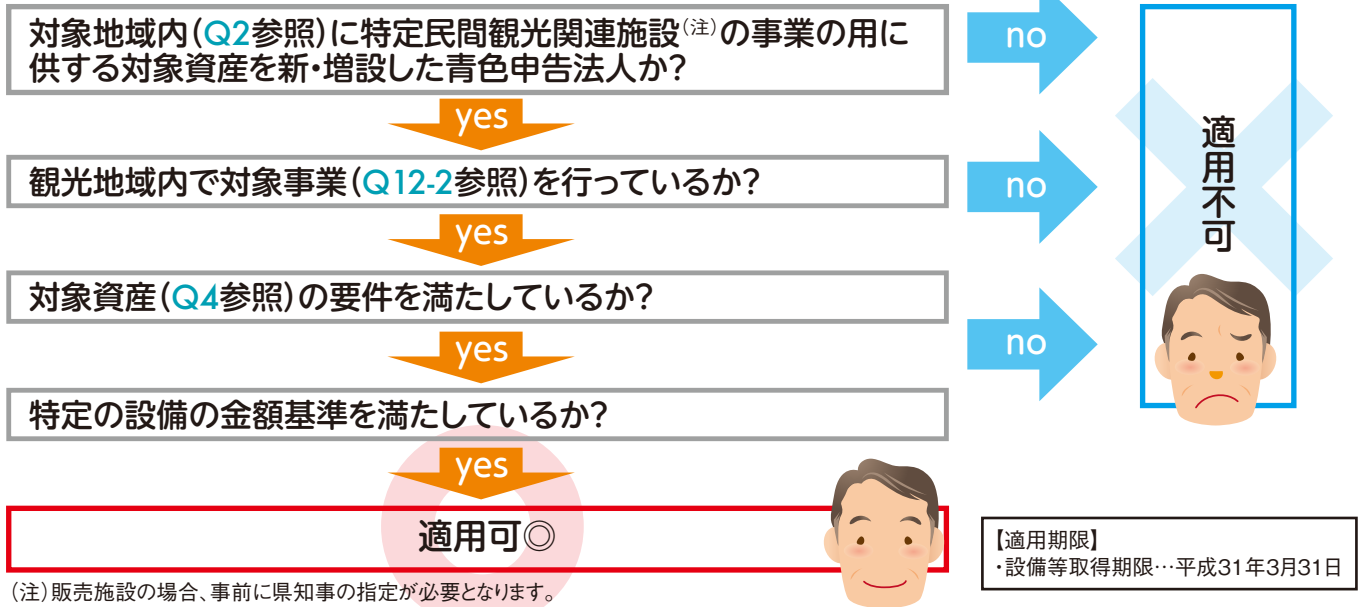
参考法令等 ・沖振法8、9 ・租特法42の9、租特令27の9①～③、租特規則20の4、地税法6、地税法附則33①、各自治体課税免除条例

(※1) 所得税法施行令6①～七、法人税法施行令13①～七

(※2) 地方公共団体が、この3税目について条例に基づき課税免除または不均一課税を行った場合、沖振法による減収補てん措置が講じられます。

優遇税制活用チェックシート【法人の場合】

国税 投資税額控除を適用する場合のチェックシート



(注) 販売施設の場合、事前に県知事の指定が必要となります。

Q12-2 一の設備とは どのようなときに使う用語ですか?



A 投資税額控除の対象となる施設のことです。新設または増設にかかる事業計画ごとに判定しますので明細を作成しておきましょう。

【一の設備】特定民間観光関連施設 (沖振法8①)

● 国税 ● 県税 (事業税、不動産取得税) ● 市町村税 (固定資産税) ● 市町村税 (事業所税 那覇市のみ)

| スポーツ・レクリエーション施設 | | 教養文化施設 | | 休養施設 | | (沖縄県知事指定) 販売施設 | |
|-----------------|------|----------|------|-------------|------|--|------|
| 庭球場 | | 劇場 | | 展望施設 | | 次の要件を備えた施設 ①小売施設、飲食施設及び附帯施設により構成 ②一の事業者が小売施設及び飲食施設を設置 ③小売施設及び飲食施設の床面積の合計が概ね3千㎡以上 ④附帯施設の床面積の合計が小売施設及び飲食施設の床面積の合計の概ね4分の1以上 附帯施設とは…スポーツ・レクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設又は観光に関する情報を提供する施設 | |
| 水泳場 | | 博物館 | | 温泉保養施設 | ●●●● | | |
| スケート場 | | 美術館 | | 海洋療法施設 | | | |
| トレーニングセンター | | 動物園 | ●●●● | 国際健康管理・増進施設 | ●●● | | |
| ゴルフ場 | ●●●● | 植物園 | | 集会施設 | | | |
| 遊園地 | ●●●● | 水族館 | | 会議場施設 | ●●●● | | ●●●● |
| 野営場 | | 文化紹介体験施設 | | 研修施設 | ●●●● | | |
| 野外アスレチック | | | | 展示施設 | ●●● | | |
| マリーナ | | | | 結婚式場 | ● | | |
| ダイビング施設 | | | | | | | |
| ボーリング場 | ●●● | | | | | | |

※上記から除外される施設 (租特令27の9②一) ①風営業 ②会員制施設 ③宿泊施設の附属施設で宿泊者が主として利用するもの



【特定の設備】 一の設備を構成する機械・装置、建物・建物附属設備、構築物の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの

対象施設の用語説明

- ① トレーニングセンターとは、主として重量挙げ及びボディービル用具を用い室内において健康管理及び体力向上を目的とした運動を行う施設をいう
- ② 遊園地とは、メリーゴーラウンド、遊戯用電車その他の遊戯設備を設け、主として当該設備により客に遊戯をさせる施設をいう
- ③ 野営場とは、野外における宿泊を主たる目的としたレクリエーションの用に供するための施設で、管理施設、炊事施設、テントサイト、汚水処理施設及び便所を備えたものをいう
- ④ 野外アスレチック場とは、スポーツ又はレクリエーションの用に供するため、材木、ロープ等で組み立てられた相当数の遊戯設備が自然の地形等を利用して配置された施設で、管理施設及び休憩所を備えたものをいう
- ⑤ マリーナとは、スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶に係留する施設並びにこれらの船舶の利便に供する港湾法2⑤一、二、四～六まで、八の二(陸上船舶保管施設を除く。)及び九の三～十の二までに掲げる施設をいう
- ⑥ 文化紹介体験施設とは、自然、伝統的な美術品、工芸品、園芸品若しくは生活文化、伝統芸能若しくは歴史資料を映像により紹介するための施設又は伝統的な美術品、工芸品若しくは園芸品の製作の体験若しくは伝統的な生活文化の体験のための施設をいう
- ⑦ 展望施設とは、高台等の自然の地形を利用して、峡谷、海岸、夜景等の景観を鑑賞させるための施設で、展望台を備えたものをいう
- ⑧ 温泉保養施設とは、温泉を利用して心身の健康の増進を図ることを目的とする施設で、温泉浴場、健康相談室(医師、保健師又は看護師が配置されているものに限る。)及び休憩室を備えたものをいう
- ⑨ 海洋療法施設とは、海水、海藻、海泥その他の海洋資源を利用して治療、心身の健康の増進又は研究を行うための施設で、浴場、マッサージ施設及び休憩室を備えたものをいう
- ⑩ 国際健康管理・増進施設とは、病院又は診療所と連携して心身の健康の増進を図ることを目的とする施設(通訳案内士、沖縄県の区域に係る地域限定通訳案内士又は沖縄特例通訳案内士その他これらの者と同等以上の通訳に関する能力を有する者で、外国人観光旅客の施設の円滑な利用に資する知識を有する者が配置されているものに限る。)で、浴場又はプール、有酸素運動施設(継続的に酸素を摂取して全身持久力に関する生理機能の維持又は回復のための運動を行う施設をいう。)又はトレーニングルーム(室内において体力向上を目的とした運動を行う施設をいう。)及び健康相談室を備えたものをいう
- ⑪ 会議場施設とは、複数の会議室を有する施設で、会議に必要な視聴覚機器を備えたものをいう
- ⑫ 研修施設とは、複数の講義室を有する施設で、実習室及び資料室を備えたものをいう

参考資料・法令 沖振法8、沖振令7、総務省令1②、租税法42の9、租特令27の9、租特規則20の4、地税法規則附則12の3、租特通達42の9-7、42の9-8

国税・地方税共通

Q13 産業イノベ地域の税制はどのようなものですか？



A 産業イノベ地域の税制は、対象地域が全市町村であることや、モノづくりにかかわる幅広い事業が対象であることから、多くの事業者が対象となる可能性があります。

税制を活用するには、沖縄県より事前に産業イノベ実施計画の認定を受ける必要がありますので、計画的に手続の準備をすることをお勧めします。

| 税制の種類 | | 税制の内容 |
|-------|----------------------|--|
| 国税 | いずれか選択 投資税額控除 Q16 | 対象地域内において、産業高度化等に必要ないずれかの規模の資産を新・増設した青色申告法人 ①一の生産等設備の合計が1,000万円超 ②機械・装置、器具・備品で、一の生産等設備の合計が100万円超 ▶【税額控除額】機械・装置、器具・備品の取得価額×15%、建物・建物附属設備の取得価額×8% |
| | 特別償却 Q17 | 対象事業者、設備の規模要件について同上 (青色申告個人事業者も対象) ▶機械・装置、器具・備品の取得価額×34%、建物・建物附属設備の取得価額×20% |
| 地方税 | 事業所税 (那覇市のみ) | 那覇市において設置される産業高度化・事業革新促進事業の用に供する施設の取得価額合計額が①1,000万円以上の機械・装置、器具・備品、②1億円以上の建物・建物附属設備の新設をした個人事業者及び法人 ▶資産割について、その課税標準の対象床面積の1/2を5年間控除 |
| | 事業税 Q22(※2) | 対象地域内において、産業高度化等の用に供する次のいずれかの特別償却適用設備(※1)を新・増設した青色申告個人事業者及び青色申告法人 ①一の生産等設備の合計が1,000万円超 ②機械・装置、器具・備品で、一の生産等設備の合計が500万円超 新・増設から5か年間、新・増設に係る事業税の課税免除 ①対象設備である家屋 ②上記①の敷地である土地の一部に対する不動産取得税の課税免除 |
| | 不動産取得税 Q22(※2) | |
| | 固定資産税 Q22(※2) | 産業イノベ地域内において、産業高度化・事業革新促進事業の用(倉庫業用を除く)に供する①②いずれかの設備を新・増設した個人事業者及び法人 ①取得価額の合計額が1,000万円超の特別償却適用設備(※1) ②取得価額の合計額が100万円超の機械・装置、器具・備品 ▶家屋及びその敷地、償却資産に課する固定資産税の5年間課税免除 |

参考法令等 ・沖振法36、37 ・租特法12、42の9、45、地税法6、地税法附則33、各自治体課税免除条例

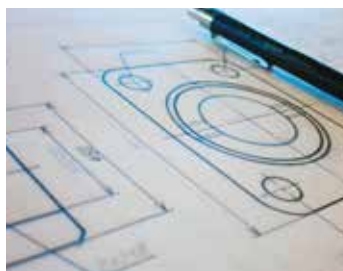
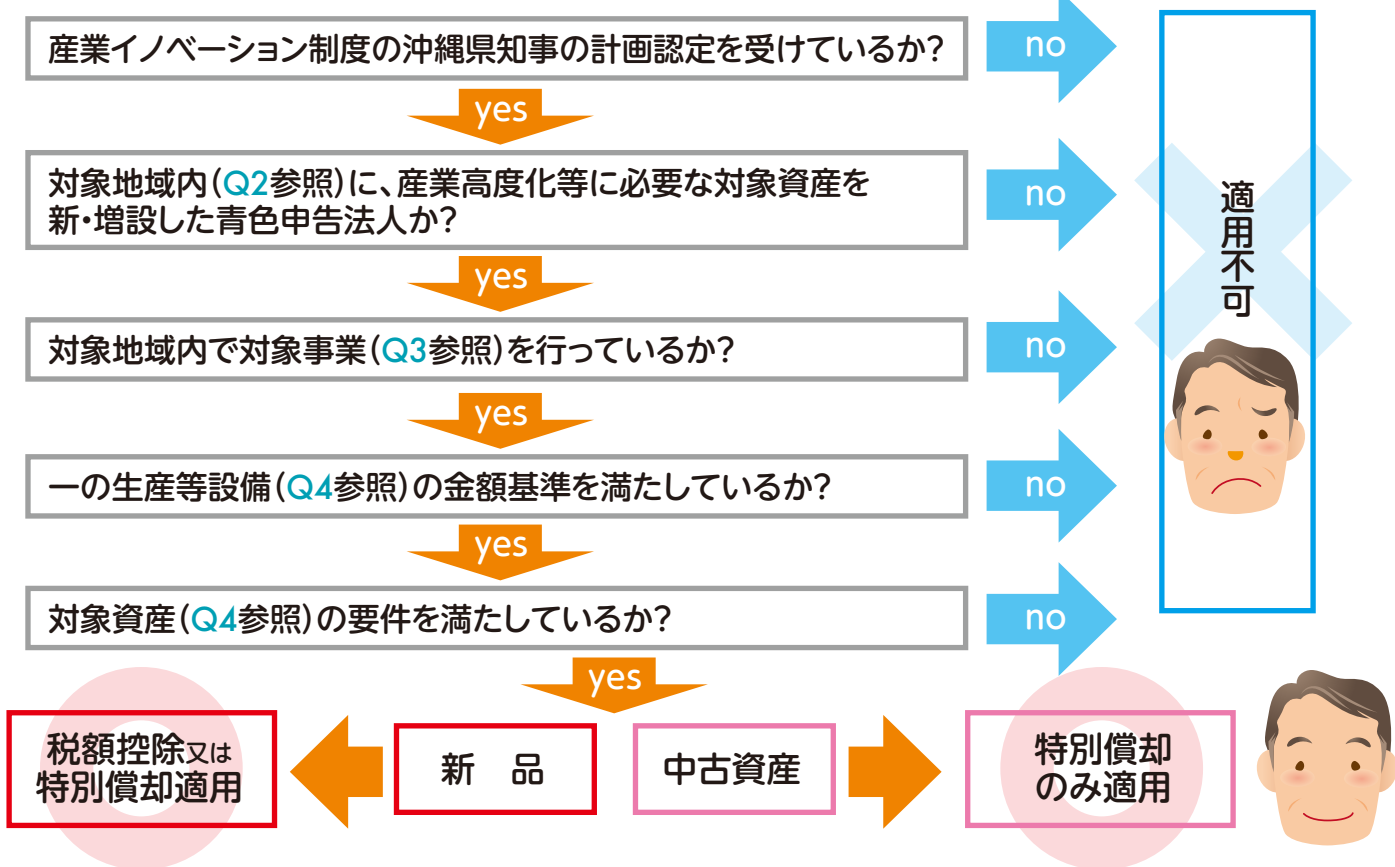
(※1) 租特法42の9(税額控除)又は租特法45(特別償却)の対象となる資産であって、必ずしも同法を適用した申告をしていなくても課税免除の対象となります。
(※2) 地方公共団体が、この3税目について条例に基づき課税免除または不均一課税を行った場合、沖振法による減収補てん措置が講じられます。

- 対象地域(Q2参照)全市町村
- 産業イノベ地域対象事業(Q3参照)
- 対象資産(Q4参照)
- 特別償却・投資税額控除の一の生産等設備取得価額の合計額は20億円を限度。
- 投資税額控除の控除限度額は法人税額の20%(繰越税額控除4年間)
- 特別償却は青色申告個人事業者も適用対象
- 申告書記載例(Q16、Q17参照)
- 一の生産等設備についてはQ4参照

【国税関係の適用期限】
 ・計画認定期限…平成31年3月31日
 ・税額控除又は特別償却を受けるために必要な計画認定期限…平成31年3月31日まで、かつ、その事業年度終了の日まで
 ・設備等取得期限…平成31年3月31日(投資税額控除、特別償却)

優遇税制活用チェックシート【法人の場合】

国 税 投資税額控除、特別償却を適用する場合のチェックシート



新たなものづくり産業の推進



ここが
Point

- 新規設立法人だけでなく、既存の法人でも計画認定を受ければ適用できます。
- 個人事業者は青色申告事業者であれば、特別償却のみ適用できます。

国税・地方税共通

Q14 離島地域の税制はどのようなものですか?



A 対象となる離島はQ2を参照してください。
 国税は特別償却のみ適用できます。

| 税制の種類 | | 税制の内容 |
|-------|----------------------------|---|
| 地方税 | 事業税 Q22 ^(※2) | 取得価額の合計額が1,000万円超の旅館業法2に規定するホテル用、旅館用、簡易宿所用建物・建物附属設備を新・増設した個人事業者及び法人 ①対象設備である家屋 ②上記①の敷地である土地の一部 に対する不動産取得税の課税免除 ※土地を先行取得した場合は、取得後1年以内に家屋を取得した場合に限る |
| | 不動産取得税 Q22 ^(※2) | |
| | 固定資産税 Q22 ^(※2) | |
| 国税 | 特別償却 Q17 | 離島の地域内において、旅館業の用に供する設備を新・増設した青色申告法人と青色申告個人事業者 ○一の生産等設備の合計が1,000万円超(10億円限度) ▶建物・建物附属設備の取得価額×8% |

参考法令等 ・沖振法93、94 ・租特法12、45、地税法6、各自治体課税免除条例

(※1) 所得税法施行令6①一～七、法人税法施行令13①一～七

(※2) 地方公共団体が、この3税目について条例に基づき課税免除または不均一課税を行った場合、沖振法による減収補てん措置が講じられます。

●一の生産等設備についてはQ4参照

優遇税制活用チェックシート【法人の場合】

国税 特別償却を適用する場合のチェックシート

